

特別養子制度の見直しに関する中間試案に対するパブリックコメント

2018年11月8日 法務省民事局参事官室あて提出

1 「第1 養子となる者の年齢要件等の見直し」について

【甲案】が妥当と考える。

対象年齢を引き上げることは「子どもに安定した家庭養育環境を提供し、子どもの成長に資する。」という子どもの将来を見据えた本来の趣旨からは逸脱すると考えられる。

【乙案】、【丙案】で対象となる年齢の子どもの場合、主なニーズは「実親との縁を切りたい。」ということであると思われる。その場合は、特別養子縁組の年齢要件の引き上げよりも、未成年後見制度を利用し易くする環境作りが必要である。

2 「第2 特別養子縁組の成立に関する規律の見直し」中の「1 児童相談所長の参加に係る方策」について

養子里親については申し立て以前から児童相談所長の関わりがあるが、民間あっせん業者等が関与した案件については、現制度では「試験養育期間の調査」の関わりのみである。

本試案において、養親の申し立ての段階で児童相談所長が補佐するのみでなく、却下を求める方向にも活動できることになるが、成立後の支援の効果的実施ができるよう児童相談所の体制作りが喫緊の課題と思われる。

また、全国の児童相談所において、特別養子縁組に関する知識・経験等が十分に備わっていない現実があり、児童相談所への研修や体制の充実を図ると共に、要保護児童対策協議会の活用を図るなどの方策を検討する必要があると考える。